別表第二十六号の次に次の四十一表を加える。

別表第二十七号（第126条関係）

1　放送法第115条第１項に基づく立入検査

（表）

第　　号

基幹放送設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第115条第１項の規定による基幹放送設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所　　属
氏　　名
発　　行　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

省　総
総務省
印　務

（裏）

放送法抜粋

第115条　総務大臣は、第111条第１項、第113条第１項及び前条第１項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

2　放送法第115条第２項に基づく立入検査

（表）

第　　号

特定地上基幹放送局等設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第115条第２項の規定による特定地上基幹放送局等設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所　　属
氏　　名
発　　行　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

省　総
総務省
印　務

（裏）

放送法抜粋

第115条　（略）

２　総務大臣は、第112条、第113条第２項及び前条第２項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

3　放送法第124条第１項に基づく立入検査

（表）

第　　号

基幹放送局設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第124条第１項の規定による基幹放送局設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所　　属
氏　　名
発　　行　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

省　総
総務省
印　務

（裏）

放送法抜粋

第124条　総務大臣は、前３条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。